

〔事案 26-184〕 保険料割引請求

・平成 27 年 9 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

契約の際、募集人に「60 歳の誕生日までに払い終える事」が条件と何度も話して契約したことなどを理由に、保険料払込終了月が 60 歳の誕生月であることの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 9 月、終身保険の契約の際、募集人に「60 歳の誕生日までに払い終える事」が条件と何度も話して、保険の設計を依頼し、それを受けた募集人から、「1,000 万円を超えない保険料で 1,500 万円の保険金なら、預金よりずっと得」という説明があった。このような経過で申込みをしたのであるから、本件契約の保険料払込期間は 60 歳の誕生月までとしてほしい。

上記が認められない場合、説明義務違反にもとづく損害賠償として、60 歳の誕生月翌月から 60 歳の契約応当月の前月までの保険料相当額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、約款・商品パンフレット・設計書を用いて商品説明を行い、設計書には所定の年数経過後の 60 歳時に払込保険料累計額約 1,066 万円となることが明記されている。
- (2) 毎年の契約内容の現況案内でも契約当初より保険料払込終了月を具体的に案内している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張する保険料払込期間（60 歳誕生日）で契約が成立したとは認められず、募集人が誤った説明をしたと認めることも困難であるものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 裁定申立前から、申立人と保険会社との間で、本件についての話し合いが行われていたが、そこで保険会社は、設計書の一部の写しを申立人に交付し、保険料の最終払込期月が明記されていると説明している。しかしながら、この写しは、契約時の設計書とは異なり、契約当時のものには上記記載がなかったことが認められる。

また、保険会社は、契約時に交付したものと異なる改訂版の約款を交付し、保険料払込期間の説明を行っている。

これらの保険会社の行為により、申立人に、保険会社が事実を隠蔽しようとしているなどの疑念を与え、紛争を長期化させたことが否定できない。

- (2) 「払込期間」の設定が、保険契約において合理的な取扱いであったとしても、必ずしも通常の保険契約者における一般的な理解と合致するとまではいえないので、保険料の払込期

間を明確に約款等によって定義しておくことが望ましい。